

後期高齢者医療制度からの お知らせ



保険料の特例的な軽減の廃止について

後期高齢者医療制度では保険料の均等割額について、世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて段階的(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に軽減しています。

このうち、7割軽減の対象となっていた方について、法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行っていましたが、令和元年度から段階的に見直しを行い、令和3年度が見直しの最終年度となります。

令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主とその世帯の被保険者全員の 保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険料軽減判定所得が33万円以下	8.5割	8.5割	7.75割	7割(本則)
うち、世帯の被保険者全員の 各種所得が0円	9割	8割	7割(本則)	

保険料の計算方法

保険料は令和2年中の所得に応じて次のように決まります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \mathbf{48,765\text{円}} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{所得金額}-\text{基礎控除額}) \\ \hline \times \text{所得割率}9.64\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{限度額}64\text{万円} \\ \hline (\text{100円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

※基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

所得金額とは、収入金額から必要経費を差引いた額であり、収入が公的年金収入のみの方は「公的年金収入額-公的年金等控除額」が所得金額となります。

遺族年金・障害年金などの非課税年金は公的年金収入額に含まれません。

令和3年度の保険料は7月に決定します。7月に届く保険料額決定通知書を必ずご確認ください。

保険料の納期限内の納付にご協力ください

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。みなさんの納める保険料が大切な財源となっています。

保険料を普通徴収で納めていただいている方は、口座振替をご利用いただくなど、納期限内の納付にご協力ください。

口座振替依頼書は市内の金融機関および市役所保険年金課の窓口にありますので、預金通帳と通帳のお届印をご用意のうえお申し出ください。

所得の低い世帯の方の保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) 以下の世帯	被保険者均等割額を 7割軽減
43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1) 以下の世帯	被保険者均等割額を 5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1) 以下の世帯	被保険者均等割額を 2割軽減

- 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円控除した額で判定します。
- 令和3年1月1日施行の地方税法の改正に伴う「意図せざる影響や不利益」が生じないようにするため、軽減対象となる所得要件を変更しています。
- 収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

後期高齢者健康診査を受けましょう

市内にお住いの後期高齢者医療制度に加入している被保険者に、健康診査を実施します。

生活習慣病を早期発見し、重症化を防ぐため、定期的に健康診査を受けましょう。

詳しくは、5月下旬に送付された後期高齢者健康診査の手引きをご覧ください。

▼今年度実施期間 6月1日(火)～10月30日(土)

問 市役所保険年金課(内線126・127)

弥富市高齢者安全運転支援装置 設置促進事業費補助金の延長について

65歳以上の市民の方が運転する自動車へ後付けの急発進抑制装置を付けた際に購入および設置費の一部を補助します。

▼対象者 市内に住所を有する住民票のある方で、次のいずれにも該当する方

- ①令和4年3月31日までに65歳以上になる方
- ②有効期間のある運転免許証を持っている方
- ③設置する自動車の自動車検査証に「自家用」および「使用者の氏名又は名称」が免許証に記載されている氏名と同じ方
- ④自動車税または軽自動車税およびその他市税の滞納が無い方
- ⑤転売などを目的として設置しない方
- ⑥設置する自動車を、個人の用途に供する方
- ⑦令和3年4月1日以降に安全運転支援装置取扱事業者の県内の店舗で設置した方
- ⑧愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有してない方
- ⑨装置の機能と使用方法について、販売および設置事業者から説明を受けた方
- ⑩同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない方
- ⑪設置後に発生した事故や故障について、愛知県および市が一切の責任を負わないことについて了承する方
- ⑫天災や病気などの場合を除き設置後1年以上使用する方
- ⑬条件に反することが判明した場合は、補助金を返還することについて了承する方
- ⑭その他市長が認めたとき

▼対象期間

令和4年3月31日まで

▼対象装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置で障害物検知機能付きもしくは障害物検知機能なしのもの

▼取扱事業者 一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」の県内の店舗など

▼助成金の額 本体費用および設置費用の8割。ただし、センサー機能付きは上限32,000円、センサー機能なしは上限16,000円

▼申請に必要なもの

- ・申請書兼実績報告書
- ・誓約書兼同意書
- ・自動車検査証の写し
- ・自動車運転免許証の写し
- ・領収書の写し(本体費用、設置費用の分かるもの)
- ・安全運転支援装置販売・設置証明書(取扱事業者が作成した原本に限る)

問 市役所介護高齢課(内線175)